離婚届の書き方について

離　婚　届

令和〇〇年〇〇月〇〇日届出

福　島　市　長　殿

受理 令和　年　月　日 第　号	発送 令和　年　月　日
送付 令和　年　月　日 第　号	福島市長　印

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

		夫	妻
(1)	氏名（よみかた）	かねこ　ひかる 氏：金子　名：光	かねこ　ともこ 氏：金子　名：友子
	生年月日	昭和　45年　10月　10日	昭和　47年　12月　24日
	住所（住民登録をしているところ）	福島市北町３番３号 サニーハイツ１０１	福島市大森字馬場１番地
	世帯主の氏名	金子　光	小林　留吉
(2)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	福島市泉字大仏　３番地４番	
	筆頭者の氏名	金子　光	
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	夫の父　金子　明 母　保子 続き柄　二男	妻の父　小林　留吉 母　みよ 続き柄　長女
		養父 養母 続き柄　養子	養父 養母 続き柄　養女
(3)(4)	離婚の種別	☑協議離婚 □調停　令和　年　月　日成立 □審判　令和　年　月　日確定	□和解　令和　年　月　日成立 □請求の認諾　令和　年　月　日認諾 □判決　令和　年　月　日確定
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫 ☑妻 は ☑もとの戸籍にもどる □新しい戸籍をつくる 福島市大森字中町　１０番地５番 （よみかた）こばやし　とめきち 筆頭者の氏名　小林　留吉	
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子　金子　仁、金子　由里
(6)(7)	同居の期間	平成１２年　６　月　から（同居を始めたとき）	令和元年　１　月　まで（別居したとき）
(8)	別居する前の住所	福島市北町　番地　３番　３号　サニーハイツ１０１	
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） ☑4. ３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □5. １から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10)	夫妻の職業	（国勢調査の年…　年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業	妻の職業
	その他		
	届出人署名（※押印は任意）	夫　金子　光　印	妻　金子　友子　印

事件簿番号	

住所を定めた年月日	夫	昭・平・令　・　・	妻	昭・平・令　・　・

《お問い合わせ》福島市役所市民課　☎（代）024－535－1111　又は各支所

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名（※押印は任意）	国分康利　印	桜田まりあ　印
生年月日	昭和２５年　１１月　２３日	昭和４０年　３月　１５日
住所	福島市大笹生字戸ノ内３７番地	福島市伏拝字畑田１番地の１０ 福島アパート２０１号室
本籍	福島市飯坂町字道城町　１８番地番	福島市渡利字舟場　７番地１番

→ 成年者二人に署名をしてもらってください。

＊ 引越をした場合は、別に住所異動の届出が必要です。
（市外からの異動の時は転出証明書をお持ちください。）
この届出と同時に転入届（市外からの引越し）や転居届（市内での引越し）を出す時は、住所欄は新しい住所と世帯主氏名を書いてください。

＊ 県市郡町村名と字名及び地番を正しく書いてください。
筆頭者とは戸籍の最初に書いてある方のことです。

＊ 実父母の氏名を書いてください。死亡、離婚の場合も書いてください。
養父母がいる場合はその方の氏名も記入してください。

＊ 婚姻のときに氏が変わった方は、婚姻する前の戸籍に戻るか、新しい戸籍を作ってください。
婚姻中の氏をそのまま使用したい場合は、別途届出が必要になります。
※例では、友子が離婚後も金子を使用したい場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要です。

＊ 未成年（１８歳未満）のお子様がいるときには、親権者を定めてください。
ただし、この届出によって、戸籍上は子の異動はありません。

→＊ こちらにも記入願います。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
・
・
・

◎ 必要なもの
・協議離婚以外（調停・審判・和解・認諾・判決による離婚）の場合
①調停・和解・認諾離婚のとき・・・調停（和解・認諾）調書の謄本
②審判・判決離婚のとき・・・審判書（判決書）の謄本と確定証明書

○ その他関連する届
・戸籍法７７条の２の届（離婚のときから３ヶ月以内）…離婚後も婚姻中の氏を名乗りたいとき。
・入籍届…子を母（または父）の戸籍に入れたいとき、家庭裁判所の許可が必要です。
・養子離縁届…養子縁組を解消したいとき。
詳しくは窓口にてお問い合わせください。

※　窓口に届書を持参した方の本人確認をしていますので、
官公署発行の顔写真つきの本人確認書類をお持ちください。
（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）
本人確認ができなかった届出人（夫・妻）に対しては、
届出があったことを郵送でお知らせします。